

避難行動要支援者登録制度



福祉課

避難行動要支援者登録制度とは・・・

～地域ぐるみで支援を！！～

地震や風水害などが発生した場合は、消防や警察等による救助活動が行われるまでには、一定の時間を要することが想定されます。自力で避難等が困難な方（避難行動要支援者）を地域で助け合う共助が必要と考えられます。

この登録制度に登録することによって、登録者の情報を地域の民生委員・児童委員や自治会等で共有することにより、日頃の見守りや災害時の情報伝達、避難行動などの支援を地域ぐるみで行うことを目的とした制度です。

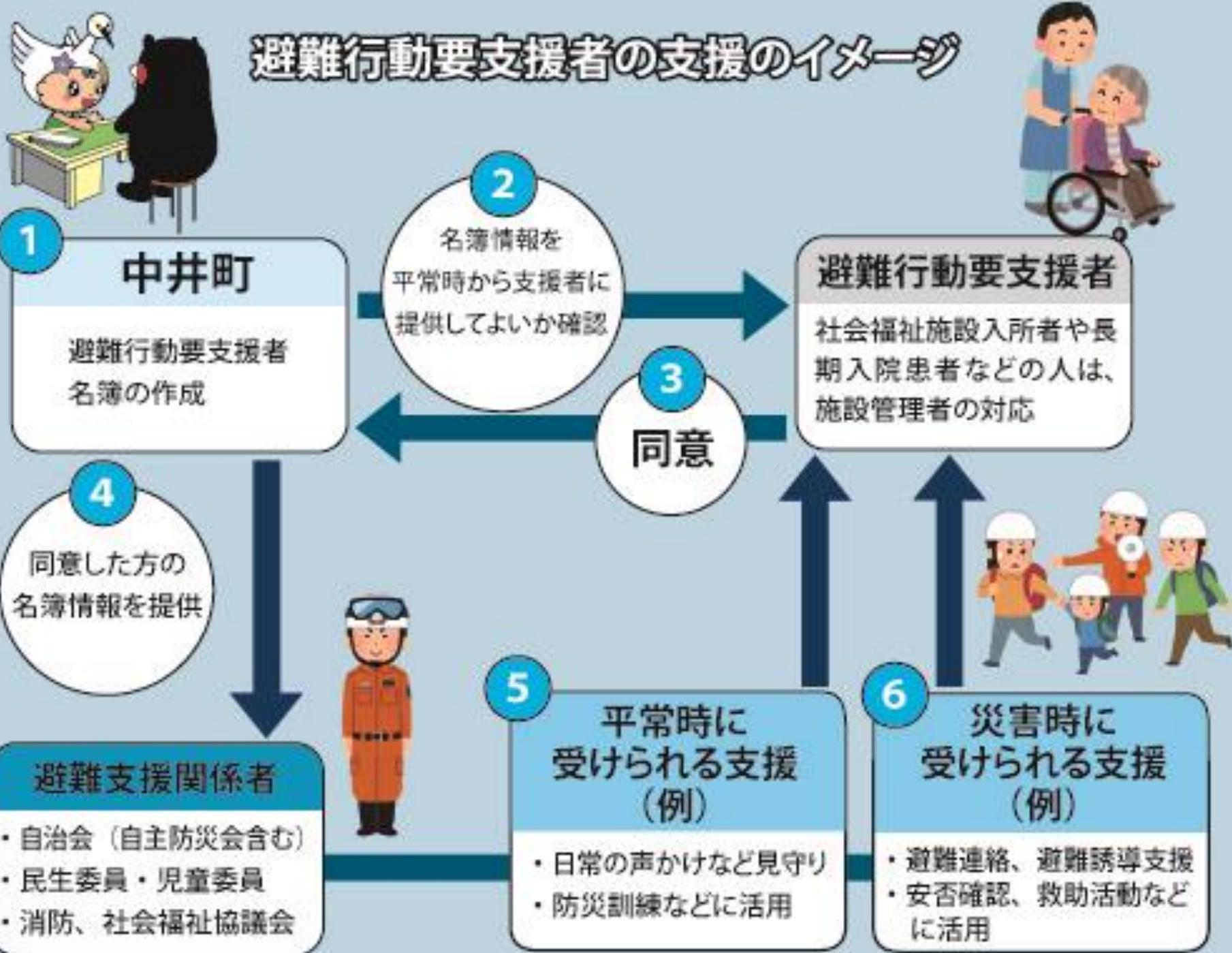
避難行動要支援者とは・・・

災害対策基本法の規定により、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいいます。

(例)

- ①情報の入手や発信が困難な人
- ②移動などに介助の必要な人
- ③特段の配慮が必要な人

避難行動要支援者の支援のイメージ



中井町の避難行動要支援者の対象者

- ①介護保険制度の要介護 3 から 5 に該当する方
- ②身体障害者手帳 1 級から 2 級に第 1 種に該当する方(心臓・じん臓機能障害のみで該当される方は除きます。)
- ③療育手帳 A に該当する方
- ④精神障害者保健手帳 1 級に該当する方で単身の方
- ⑤その他、特に支援を必要とする方
(例：高齢者一人暮らし、妊産婦、外国人)

※家族からの支援を受けて避難できる方や施設・病院に入所・入院中の方は除きます。

登録の方法

登録を希望される方は、福祉課にあります「中井町避難行動要支援者名簿情報の同意申請書」に個人情報（氏名、住所、生年月日、緊急連絡先等）を記入していただき、提出してください。

また、すでに登録済みで、住所・電話番号などの変更や、施設・病院などに入所・入院された方は同意申請書（変更届）を提出してください。

避難行動要支援者名簿

災害時に安否確認や避難支援、日頃の見守り活動などに役立てていただくために避難行動要支援者ご本人の同意を得て、地域の避難支援関係者に提供する名簿です。

※提供する名簿情報は

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他連絡先、避難支援等が必要と考える事由です。

個人情報取り扱い

申請していただいた個人情報については、町で適正に管理するとともに、情報の提供先においても同様な適正管理をお願いしています。また、名簿は担当する地域の避難支援関係者に限り提供しています。

登録にあたって

登録にあたって、災害が発生した場合は、避難支援関係者も被災者となる可能性があります。あくまでも、その時にできる範囲内での支援となります。支援は、支援する側（避難支援関係者）の助け合いの精神に基づくもので、無理のない範囲内で支援をお願いしています。

福岡市の活動事例

①防災訓練

- ・避難行動要支援者名簿を活用し、電話での安否確認
- ・介護施設と共同で、車いすを使用しての避難誘導

②避難支援等関係者間の連携

- ・自治協議会、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員の関係者間で、適宜、情報共有を図り、新しく名簿登載の申請がなされた人を把握

■ 避難行動要支援者の支援に係る取組みの経過

平成7年 阪神・淡路大震災

平成23年 東日本大震災

平成25年 災害対策基本法改正

《主な改正点》

- ①避難行動要支援者名簿の作成を自治体に義務付け
- ②本人の同意を得て避難行動要支援者名簿の情報を避難支援者等関係者に提供
- ③名簿情報提供時、情報漏洩防止の為の措置を実施
国が避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針作成

令和元年 台風第19号（関東、甲信越地方）

令和3年 災害対策基本法改正

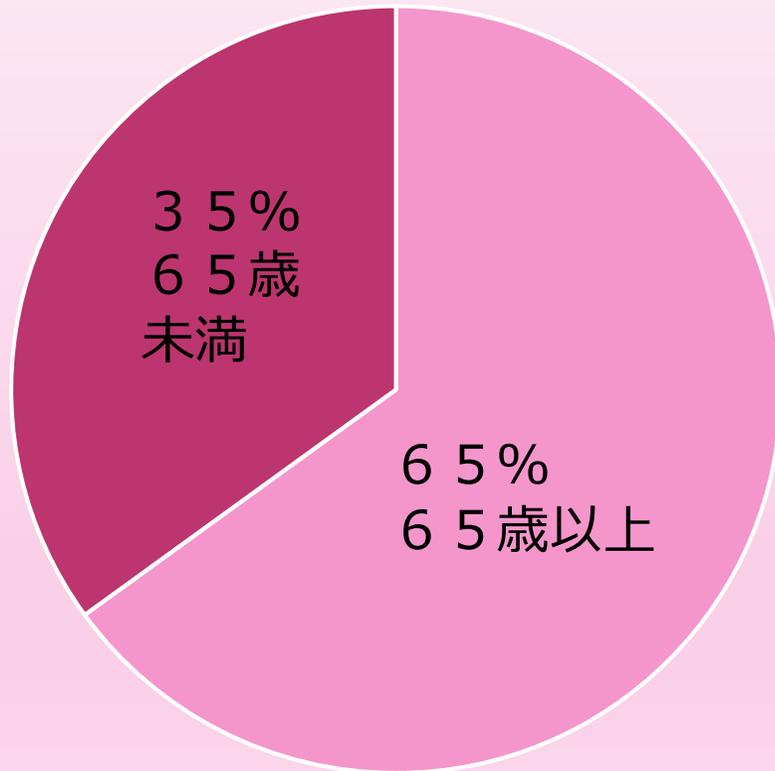
《主な改正点》

避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成を自治体に努力義務化

令和元年第19号による被害の特徴

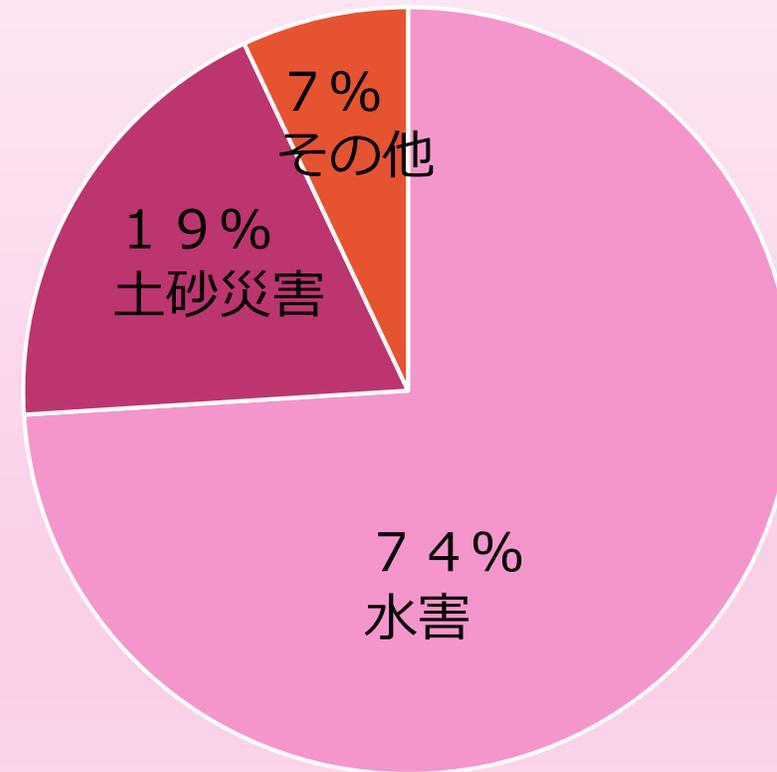
【年代別】

死者



【災害種別】

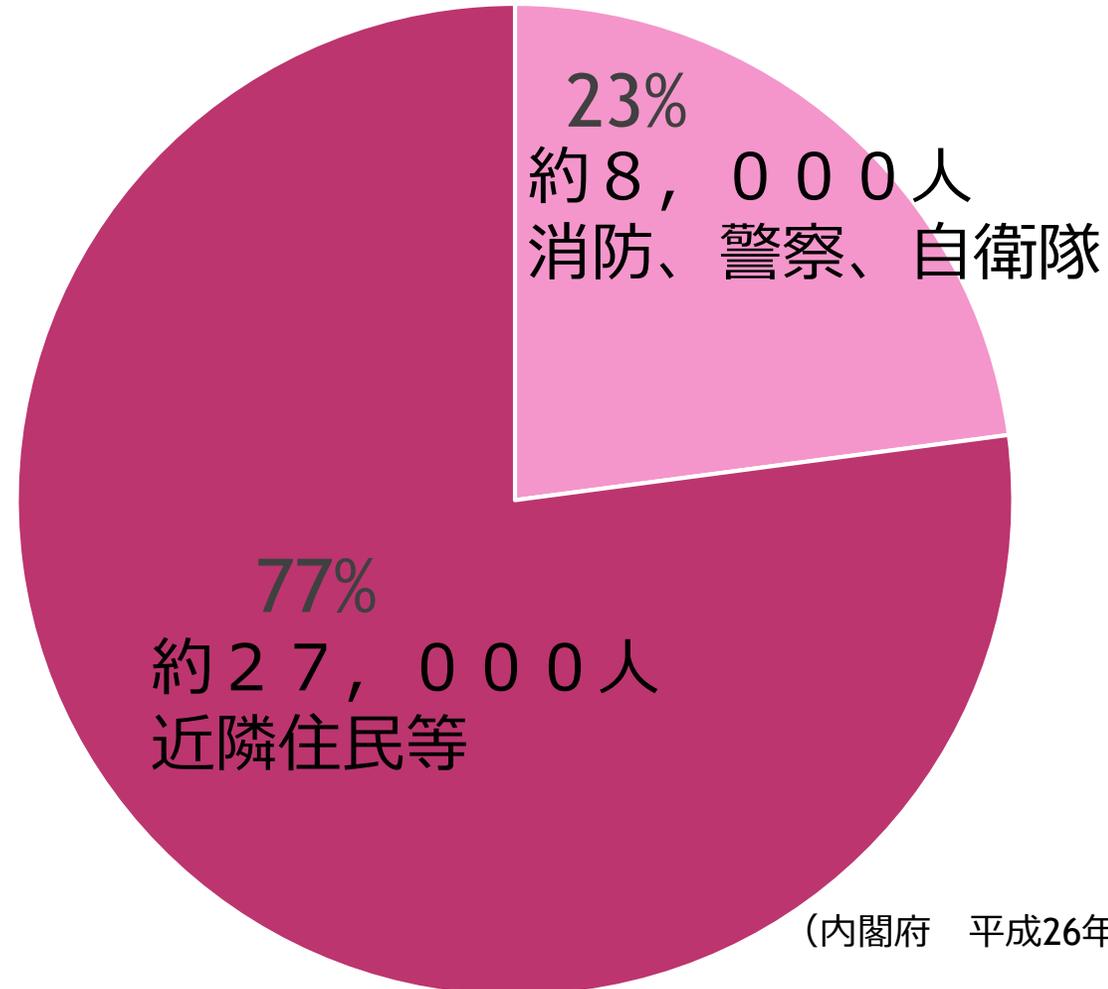
死者



平成7年阪神・淡路大震災より

1.近隣住民が多くの人を救った

- 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



(内閣府 平成26年度防災白書より)

2.地震直後の要請は応えられない

地震直後の被災地域では、建物や電柱の倒壊や火災により道路が思うように使えず、防災関係機関による救助・消火活動に時間がかかりました。また、救助現場に着く途中で助けを求められるなど、なかなか、目的地に行けない事態も、数多く発生しました。

3.高齢者を救ったのは、日頃のコミュニティ活動

淡路島の北淡町では、地元の消防団が次々と高齢者を救出しました。この地域は、日頃からのコミュニティ活動が盛んで、高齢者が寝ている部屋まで知っていました。その結果、町内全域の救出活動がスムーズに行われ、行方不明者は一人も出ませんでした。

◎ 今後の方向性

平成25年6月に災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者の把握及び避難支援の基礎となる「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村へ義務付けました。また、令和3年5月には個別避難計画が市町村へ努力義務化となりました。

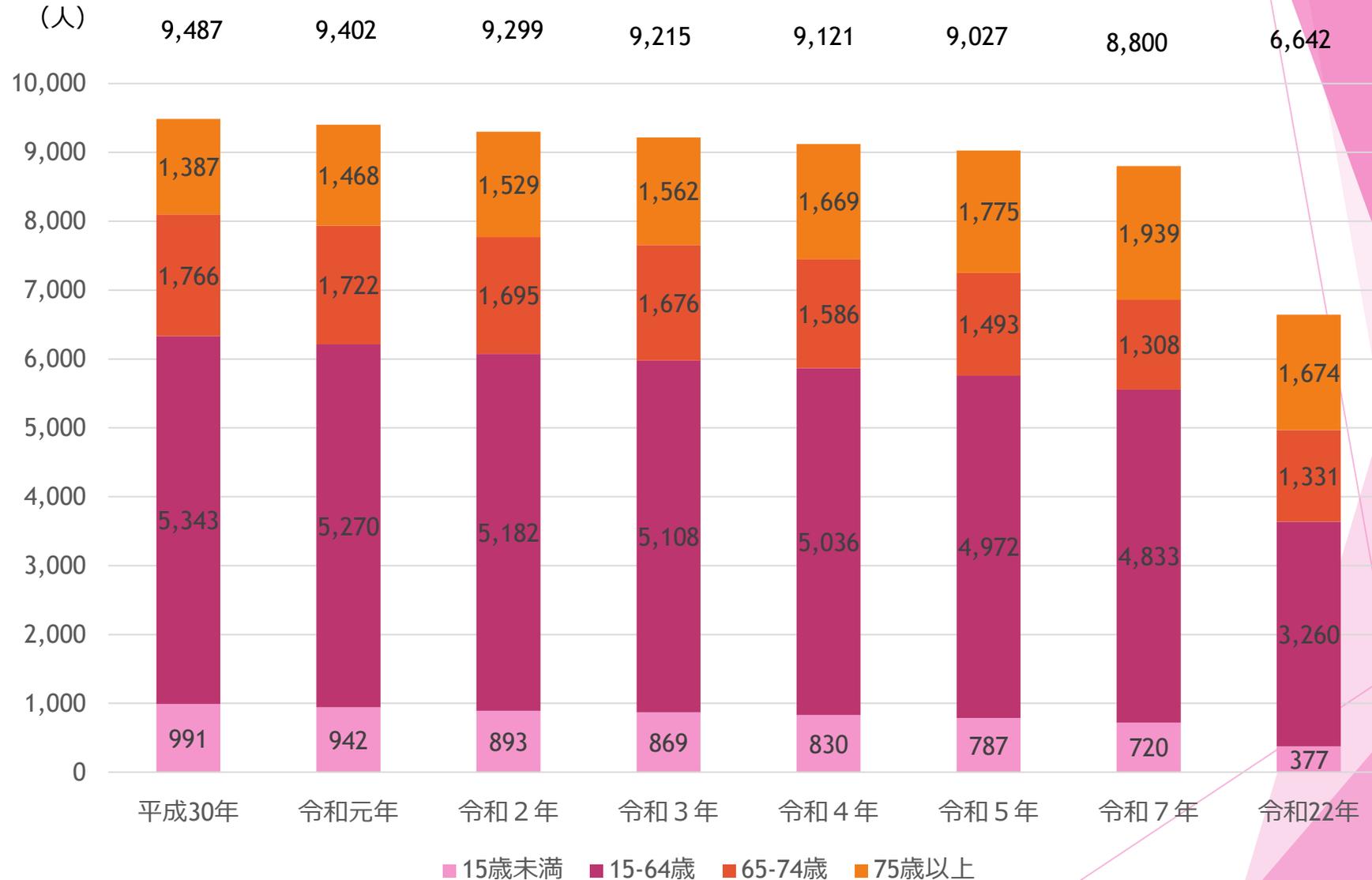
町は災害時における避難支援体制を整えるため、関係機関と調整をし、協力を得て、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者一人ひとりの避難方法を定めておく個別避難計画を作成し、町民の生命及び身体を災害から守りたいと考えています。

個別避難計画とは

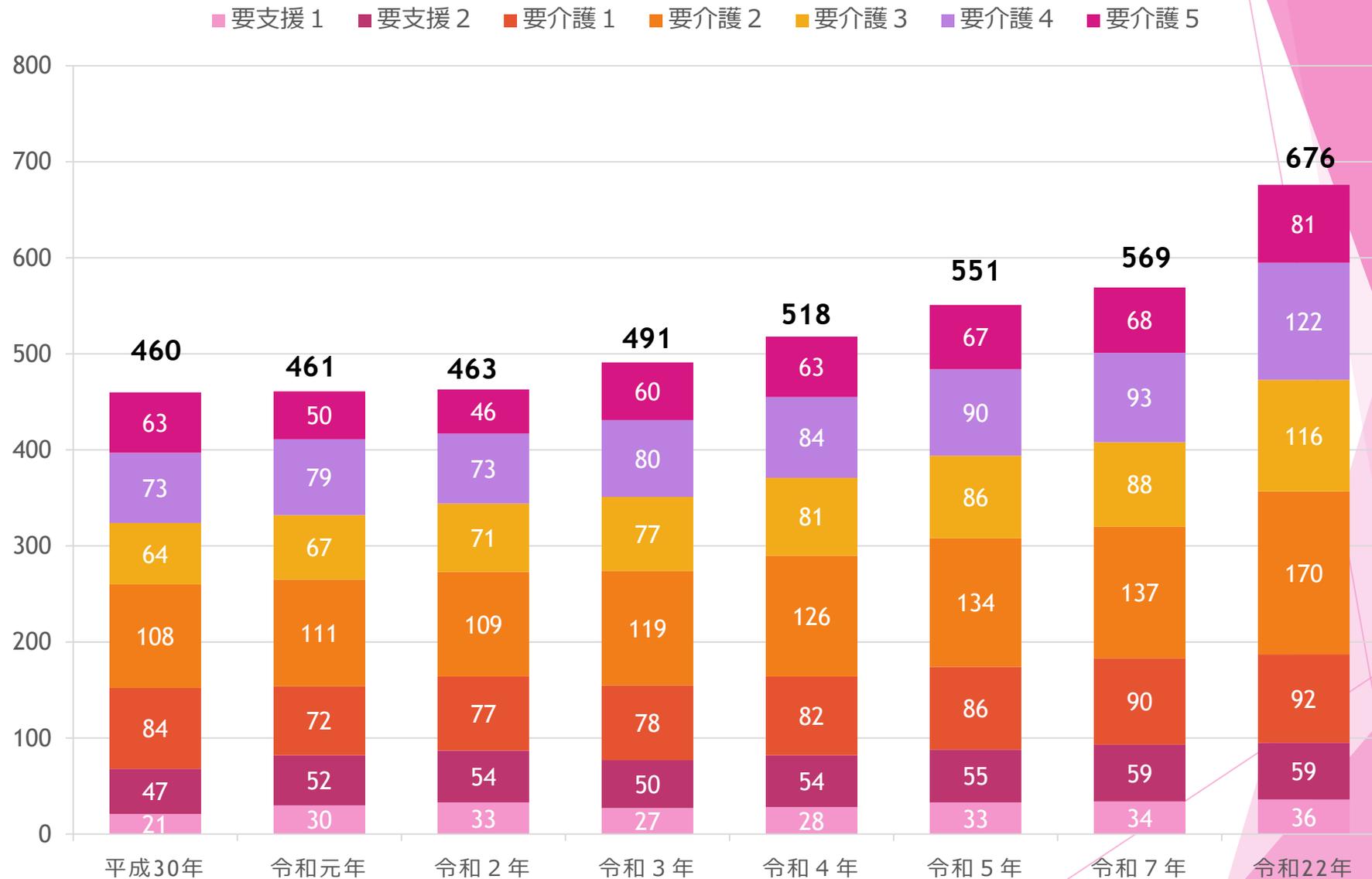
◎目的

災害発生時や災害の発生が高まった際には、避難行動要支援者の避難援助を迅速かつ適切に実施するため、避難援助を要する一人ひとりについて、誰が援助し、どこの避難場所等へ、どんな方法で避難させるか、あるいは、避難場所へ行かないなどをあらかじめ定めておくものです。どのように避難するかをまとめた、避難行動要支援者一人ひとりの避難計画のことです。

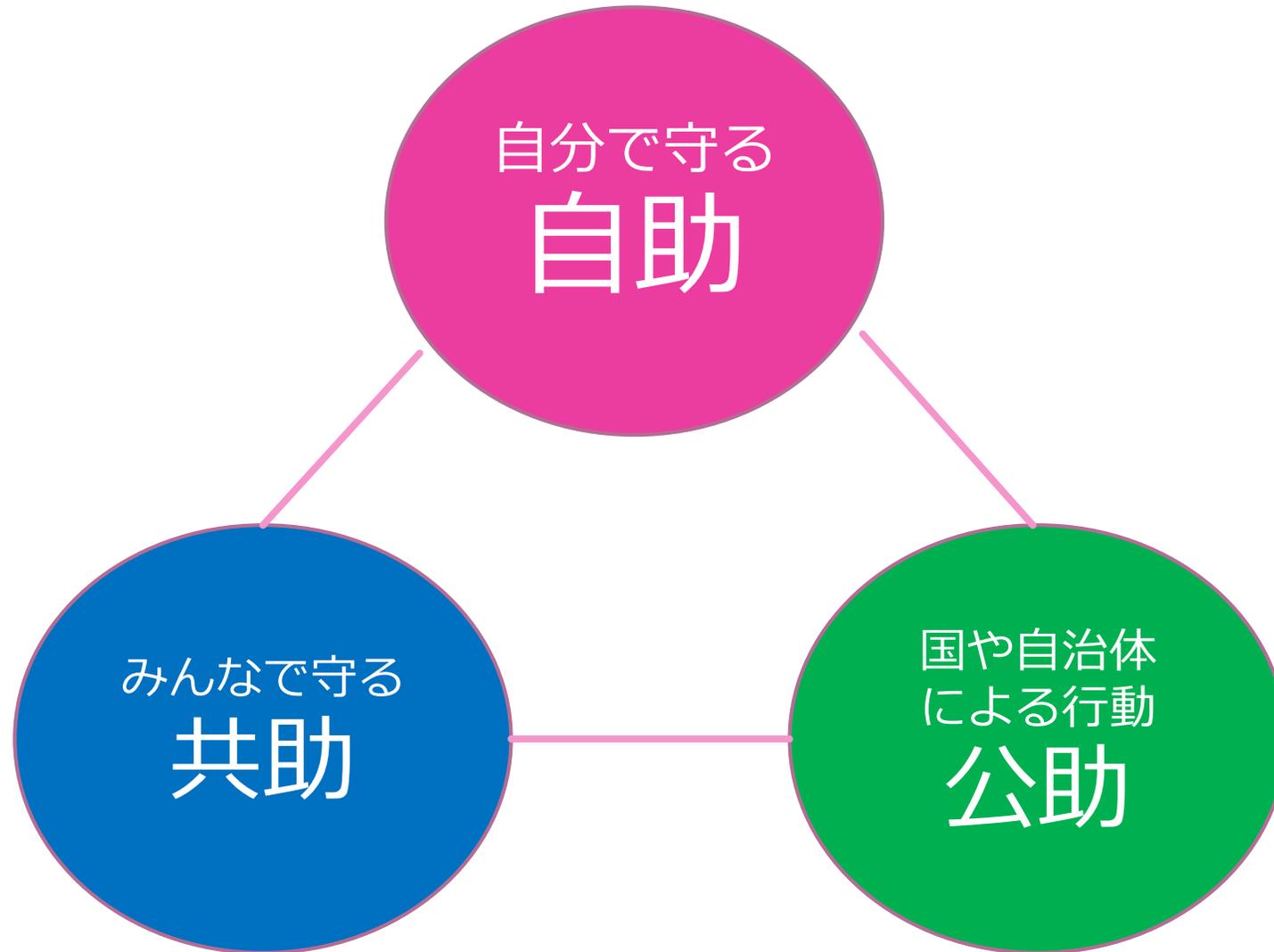
年齢別人口の推移と推計



要支援・要介護度別認定者数の実績推移と推計



自助・共助・公助とは



ご静聴ありがとうございました。